

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金等業務に係る労働者派遣業務 一式

(2) 業務内容

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和 8 年 3 月 23 日から令和 9 年 3 月 19 日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものとし、入札に当たっては、本件業務に係る派遣労働者 1 人の就業時間 1 時間当たりの派遣料金（単価）を入札金額として、入札書を作成すること。

なお、各月の派遣料金の請求に当たっては、入札書に記載した金額に当該月の実績時間数を乗じて得た金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって当該月の請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 110 分の 10 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

また、この調達は単価契約によるものである。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が人材派遣の人材派遣に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(6) 過去 5 年間（本件調達の公告日を起算日とする。）に、国又は地方公共団体が発注した労働者派遣業務を受注し、業務完了している実績を有する者であること。

(7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、県内事業所について労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

(8) 次に掲げるコンピュータのソフトウェアの基本操作ができる労働者を派遣できる者であること。

ア Microsoft Excel （全員が基本操作できること）

イ Microsoft Word （全員が基本操作できること）

ウ 鳥取県新財務端末システム （常時 1 名以上が基本操作できること）

3 契約担当部局

鳥取県商工労働部企業支援課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部企業支援課

電話 0857-26-7241

電子メール kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年2月24日(火)から同年3月4日(水)までの間にインターネットの鳥取県商工労働部企業支援課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/315375.htm>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月24日(火)から同年3月4日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月12日(木)午前10時、即時開札(ただし、郵便等による入札書の受領期限は同月11日(水)午後5時までとする。)

イ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県庁本庁舎8階 商工労働部会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、密封して提出しなければならない。

なお、第2回以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

おって、使用しなかった入札書は担当部局において破棄する。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に令和8年3月4日(水)正午までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、入札書に記載した金額に、入札説明書別添鳥取県持続的な賃上げ・生産性向上支援補

助金等業務に係る労働者派遣業務仕様書6の(6)の派遣職員6名の労働見込時間数の合計11,206.5時間を乗じて得た金額に、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。